

介護職員年代別収入

令和7年4月 現在

20歳(専門新卒)		就業5年目 25歳		就業10年目 30歳	
給料(月)		給料(月)		給料(月)	
【支給項目】		【支給項目】		【支給項目】	
基本給	198,000	基本給	205,000	基本給	225,000
資格手当(介護福祉士)	8,500	資格手当(介護福祉士)	8,500	資格手当(介護福祉士)	8,500
特別手当(新加算分)	35,000	特別手当(新加算分)	40,000	特別手当(新加算分)	40,000
夜勤手当(4.5回月平均)	31,500	夜勤手当(4.5回月平均)	31,500	夜勤手当(4.5回月平均)	31,500
①支給合計月額	273,000	①支給合計月額	285,000	①支給合計月額	305,000
賞与(年) 初年度		賞与(年)		賞与(年)	
【支給項目】		【支給項目】		【支給項目】	
賞与(処遇改善・特定加算)	350,000	賞与(処遇改善・特定加算)	400,000	賞与(処遇改善・特定加算)	450,000
④支給年額	350,000	④支給年額	400,000	④支給年額	450,000
年収総額		年収総額		年収総額	
給料 ①×12か月	3,180,000	給料 ①285000×12	3,420,000	給料 ①305000×12	3,660,000
賞与 ④	350,000	賞与 ④	400,000	賞与 ④	450,000
合計	3,530,000	合計	3,820,000	合計	4,110,000

※ 基本給の昇給についてはキャリアパス制度を導入した対応
毎年4月が昇給の時期になります。
※ 初年度の夜勤開始時期については原則試用期間満了後
※ 支給条件はありますが、この他として家族手当(配偶者・
住宅手当を設置しております。
※ 通勤費は別途支給

※ 賞与は7月・12月・3月にわけての支給となります。稼働実績に
※ 人事考課結果による加算減算額有り
※ 当事業所は処遇改善加算報酬分の約1/2を賞与として支給

※ 上記 ③は総支給額となり、ここから所得税・社会保険料(健康保険/厚生年金/雇用保険)が控除されます。また2年目以降住民税
1か月約30,000円～約35,000円が控除(天引き)されます。
※ 当事業者は新加算分(処遇改善加算報酬分)を月次の特別手当と賞与にて支給させていただきます。
※ 中途採用者については年齢や経験等を勘案して支給させていただきます。